

2018年12月10日

第1640号(週刊)

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



源泉所得税の納期限は1月21日(月)、書類の提出期限は1月31日(木)です 年末調整学習会、講習会に参加しましょう!

年末調整にむけた学習会・講習会のご案内です

① 年末調整学習会を開催します

12月12日(水) 19時～

レディヤンかすがい1階第1会議室

② 年末調整講習会(完全予約制)

| 日時 | 10時～ | 14時～ | 19時～ |
|-----------------------------|--------|--------|------|
| 12月18日(火) | | ① <満員> | ② |
| 12月21日(金) | ③ <満員> | ④ | |
| 1月8日(火) | | ⑤ | |
| 1月11日(金) | ⑥ | ⑦ | |
| 1月17日(木) | ⑧ | ⑨ | ⑩ |
| ※⑧～⑩はレディヤンかすがい1階第1会議室で開催します | | | |
| 1月18日(金) | ⑪ | ⑫ | |

上記の日程表で、講習会(①～⑫)の参加希望日を事前に予約してください。参加人数の関係で調整をお願いする場合があります。

※講習会に参加しない場合は、昨年同様に特別会費を徴収します。

<持ってくるもの>

(1) 税務署から届いた封筒、(2) 中間納付(7/10)に支払った源泉税の領収書、(3) 給与台帳など給与支払状況のわかるもの、(4) 従業員から提出された、生命保険・地震保険などの控除証明書、(5) 従業員の国保・年金などの支払金額のわかるもの、(6) 従業員および扶養家族の名前、生年月日のわかるもの、(7) 筆記用具・計算機、(8) 認印

税金相談員学習会の日程が決まりました

- ① 年末調整の実務 12月12日(水)
- ② 所得計算の方法 1月9日(水)
- ③ 確定申告書の書き方 1月16日(水)
- ④ 減価償却費など決算修正 1月23日(水)
- ⑤ 消費税申告書の書き方 1月30日(水)

いずれも19時～

レディヤン春日井1階第1会議室です

今年も残すところあとわずかとなりました。専従者や従業員のいる事業所では、今年1年間に支払った給料に基づいて所得税を計算する「年末調整」の作業が始まります。

春日井民商では、今年も左記の通り学習会と講習会を行います。

配偶者控除・配偶者特別控除が大きく変わります

今年の年末調整から、配偶者控除・配偶者特別控除を適用できる配偶者の所得が引き上げられ、これまでよりも多くの人が控除を受けることができますようになります。

その一方で、控除を受ける本人の所得も配偶者控除・配偶者特別控除の判定に必要なため、所得の多い人は控除額が下がるため、所得税が上がる場合があります。詳しくは学習会に参加して確認してください。

平成30年分の納期限は1月21日(月)、書類の提出期限は1月31日(木)です。納期限に1日でも遅れると不納付加算税が発生しますので、くれぐれも遅れないよう、準備を進めてください。

講習会は必ず予約して参加ください

事務所近辺の路上駐車取り締まりが厳しくなっており、駐車場の数が限られていますので、講習会には必ず事前に電話で予約をして参加してください。予約なしの来所はお断りする場合があります。

なお、1月17日(木)には、朝から夜までレディヤンかすがい1階第1会議室にて講習会を行いますので、なるべく駐車場の心配のないこちらに参加してください。

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀

日高昆布、完売しました!

ご協力ありがとうございました。

